

御代田町高齢者支え合いポイント制度

～ボランティア活動を通じて地域との繋がりを持ちませんか～

■高齢者支え合いポイント制度とは…

65歳以上の方が介護保険施設や地域でのボランティア活動（サロン・配食サービスなど町が認めた活動）に参加していただくと、その実績に応じてポイントが付与されます。

ポイントを交換し、年間上限**5,000円の交付金**を受け取ることができます。



交付金は、ご自分へのごほうびや活動費用の補てん、介護事業所への寄付などにご活用いただけます

■申し込み・登録手順

1 登録

3/6(水)
受付開始

対象 65歳以上で、町が指定するボランティア活動に参加できるかた

申し込み 保健福祉課介護高齢係（役場1階7番窓口）にてお申し込みください。登録完了後、その場で「支え合いポイント手帳」を交付します。

*すでに支え合いポイント手帳をお持ちで、来年度の更新を希望される方も上記のお手続きをお願いします。

2 活動

4/1(月)～
ポイント付与

ポイントの対象活動は以下の町が認めた活動のみとします。

○町内介護保険施設、有料老人ホームなどにおける、話し相手や洗濯物の整理、掃除、外出付き添いなどのボランティア活動（活動内容は各施設により異なります）

○サロン、配食等高齢者を対象とした地域活動
○町が実施する各種研修・養成講座（介護に関するもの）への参加

*活動内容の詳細はお問い合わせください。
*新型コロナウイルス等感染症の状況により、中止になる場合がございますのでご了承ください。

3 ポイントをもらう

2に示した活動について、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。ポイントの概要は以下のとおりです。

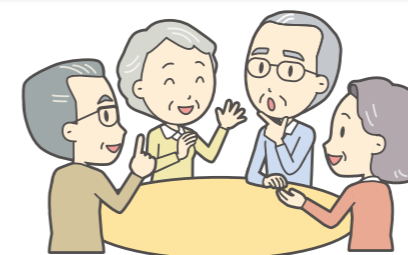
- ・1ポイント=100円換算
- ・おおむね1時間で1ポイント付与
- ・1日の上限は2ポイント
- ・年間の上限は50ポイント（5,000円換算）

4 ポイントを交換する

町に「ポイント活用申請書」を提出し、3でためたポイントを交換します。交付金は口座振込とさせていただきます。

《ボランティア保険について》

登録されたかたは全員「ボランティア保険」に加入します（保険料は町で負担）。ケガや事故などの場合に所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。



問い合わせ先 保健福祉課地域包括支援係 (31) 2510

軽自動車・バイク等の 変更・移転手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在、標識（ナンバープレート）が交付されており、かつ町内に「主たる定置場」*のある軽自動車・軽二輪車等の所有者へ課税します。（割賦（所有権留保）販売の場合は、使用者課税となります。）

また、次に該当する異動が生じたときは、所定の窓口にて手続きが必要となります。

- ・引越し等により住所を変更したとき（車両の定置場が変更した場合）
- ・車両を廃車したとき
- ・他人に譲渡した等、車両の所有権が移転したとき

*主たる定置場：車両を駐車・保管する場所として車検証に記載のある住所地

現に軽自動車等を所有していない場合でも、4月1日（月）までに廃車・変更手続きが済んでいないと、令和6年度の軽自動車税（種別割）の納税義務が生じることとなります。

近年、特に相続の際に廃車・名義変更の手続きをしないまま放置し、トラブルの原因となってしまうケースが見受けられます。手続きに時間がかかってしまう等、支障が生じる場合がありますので、車両と標識（ナンバープレート）をご確認のうえ、必ず速やかな手続きをお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車は現に所有していることで課税対象となります

- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、標識（ナンバープレート）の交付の有無に関わらず、賦課期日現在において、現に車両を所有する方が課税者となります。
- ・原動機付自転車・小型特殊自動車は、「一時的に使用しないから、標識を返納したい」などの理由で標識を返納することはできません。

○申告手続き窓口（車種別）

種別		車種	手続きの場所		
原動機付自転車	総排気量	50cc以下 二輪・三輪	原付一種		
		三輪以上	ミニカー		
	50cc超90cc以下	原付二種乙			
特定小型原動機付自転車	長さ1.9m以下、幅0.6m以下、0.6kW以下	電動キックボード	税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 大字馬瀬口1794番地6 TEL (32) 3126		
小型特殊自動車	農耕作業用	小型特殊農耕車			
	その他	小型特殊その他			
軽自動車（三輪以上）	四輪以上	三輪	軽三輪	自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3丁目3番15号 TEL 0267 (22) 0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267 (67) 4677 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野市西和田1丁目35番4号 TEL 050 (5540) 2042	
		乗用	営業用		軽四乗用営業
			自家用		軽四乗用自家用
		貨物	営業用		軽四貨物営業
自家用	軽四貨物自家用				
二輪車（125cc超）		125cc超250cc以下（側車付も含む）	軽自二輪		
		250cc超	二輪小型		

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくようお願いします。

問い合わせ先 税務課住民税係 (32) 3126